

第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会(第1回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和3年7月6日(火)午後5時00分から
- 2 開催場所 オンライン開催
- 3 出席者 **【委員】**
高橋委員長、小林副委員長、室田委員、笠原委員、田中委員、森委員、
浦田委員、横山委員、長谷川委員、土屋委員
(以上10名)
【都側出席者】
高橋生活福祉部長、大久保生活福祉部計画課長、畑中生活福祉部地域福祉課長、小澤生活福祉部生活支援担当課長、吉野総務部福祉政策推進担当課長、行本医療政策部医療政策課長、富山保健政策部保健政策課長、瀬川高齢社会対策部計画課長、木村少子社会対策部計画課長、西脇障害者施策推進部計画課長、石塚健康安全部健康安全課長、新倉感染症対策部計画課長、三浦都民安全推進本部総合推進部企画調整担当課長、山本生活文化局都民生活部地域活動推進課長、堀澤住宅政策本部住宅企画部企画担当課長、野呂産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長
【ゲストスピーカー】
有馬世田谷区保健福祉政策部次長、深澤八王子市福祉部福祉政策課主査
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 委員長の選任
 - 4 都における地域福祉施策の現状等について
 - 5 委員発表
 - 6 委員発言・意見交換
 - 7 検討の進め方等について
 - 8 閉会

○大久保生活福祉部計画課長 それでは、皆様、お時間になりましたので、ただいまから第二期東京都地域福祉支援計画第1回策定委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。私は事務局の福祉保健局生活福祉部計画課長、大久保と申します。

今回は、第1回目の委員会となりますので、委員長選任までの間、私にて議事進行を務めます。どうぞよろしく願いいたします。

オンラインでの開催ということで、皆様方にはご不便等おかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、お送りした資料の確認をいたします。

まず、会議次第がございまして、続きまして、資料1、本委員会の設置要綱、資料2、委員・幹事名簿、資料3、地域福祉の推進に係る基礎資料、資料4、都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等について、資料5、区市町村ヒアリングの実施について、資料6、世田谷区ご発表資料、資料7、八王子市ご発表資料、資料8、室田委員ご発表資料、資料9、地域福祉支援計画の計画期間について、資料10、地域福祉支援計画の構成について、資料11、策定委員会における検討の進め方についてでございます。

このほか、参考資料1から4として、関係資料をお送りしております。

以上、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは次に、会議の公開についてご説明いたします。

当委員会は、設置要綱第9条の規定により、公開となっており、本日は傍聴の方がいらっしやいます。また、議事録は東京都のホームページで公開いたします。

続きまして、ウェブ会議システムでの委員の皆様のご発言方法についてご案内いたします。

ご発言の際は、画面上にて挙手等で合図していただき、会長から指名されましたらマイクのミュートを解除し、ご所属とお名前の後、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度マイクをミュートにしてください。

接続状況を考慮してカメラをオフにしている場合には、チャットを使用してお知らせください。

また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退出して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

なお、今回の会議では委員及び事務局のみカメラをオンにし、発言時を除く幹事及び傍聴の方はカメラをオフにしてご参加いただくよう、ご協力をお願いいたします。

また、先ほどご案内のとおり、本会議の議事録は都のホームページにて公開いたしますが、各自での会議の録音、録画についてはご遠慮くださいますようお願いいたします。

次に、委員の皆様をご紹介します。

資料2の委員名簿の順にご紹介いたします。お名前をお呼びしましたら、お手数ですが、画面越しにご一礼くださいますよう、お願いいたします。

上智大学准教授、笠原千絵委員でございます。

○笠原委員 よろしく願いいたします。

- 大久保生活福祉部計画課長 東京都立大学名誉教授、小林良二委員でございます。
- 小林委員 よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 明治学院大学教授、新保美香委員におかれましては、本日も欠席のご連絡をいただいております。
東京通信大学教授、高橋紘士委員でございます。
- 高橋委員 高橋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 東京都立大学准教授、室田信一委員でございます。
- 室田委員 室田です。よろしくお願ひします。
- 大久保生活福祉部計画課長 文京区社会福祉協議会地域福祉推進係長、浦田愛委員でございます。
- 浦田委員 浦田です。よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 東京都民生児童委員連合会常務委員、田中敏委員でございます。
- 田中委員 都民連の田中敏でございます。よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 東京都社会福祉協議会地域福祉部長、森純一委員でございます。
- 森委員 森です。よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 武蔵野市民社会福祉協議会地域福祉推進係長の横山美江委員でございます。
- 横山委員 横山です。よろしくお願ひします。
- 大久保生活福祉部計画課長 瑞穂町福祉課長、田野太郁哉委員におかれましては、本日も欠席のご連絡をいただいております。
稲城市生活福祉課長、土屋清嗣委員でございます。
- 土屋委員 土屋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 大田区福祉部福祉管理課長、長谷川正委員でございます。
- 長谷川委員 大田区の福祉管理課長、長谷川でございます。よろしくお願ひいたします。
- 大久保生活福祉部計画課長 また、本委員会には、設置要綱第8条の規定により、都職員の方を指名しております。

資料2の2枚目、幹事名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、生活福祉部長の高橋より、皆様にご挨拶いたします。

- 高橋生活福祉部長 生活福祉部長の高橋でございます。第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれまして、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただき、心から御礼申し上げます。現在、少子高齢化の急激な進行や家族形態の変化により社会構造が大きく変化し、個人や世帯が抱える課題は複雑化、複合化しております。地域社会において、高齢の方、障害のある方といった縦割りの分野を超え、地域住民をはじめとする地域の多

様な主体が参画しての支援の取組が従来にも増して求められております。

東京都は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする東京都地域福祉支援計画を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。このたび、第一期計画期間の満了に伴い、第二期東京都地域福祉支援計画を策定することといたしました。この間、令和2年の社会福祉法改正では、地域福祉を推進する際の理念といたしまして、地域住民が参加し、共生する地域共生社会の実現を目指すこと、自治体の責務といたしまして、包括的な支援体制整備に努めることなどが明示されました。第二期計画を検討するための本委員会には、地域福祉や社会福祉に関する幅広い見識をお持ちの皆様や地域における支援活動の実践に携わっておられる皆様、施策推進を担当する区市町村の皆様にご参画をいただいております。東京の地域特性は区市町村ごとに非常に多様でございます。人口動態や経済活動、社会的資源も異なります。それぞれの地域に合った地域福祉の形をつくり上げるために、都の支援はどのようにあるべきか、様々な見地から検討していく必要がございます。

これから計画策定までの間、東京における地域福祉の推進、地域共生社会の実現に向け、あるべき姿や支援の方向性などについてご議論をいただきますとともに、東京都の地域福祉施策にご指導賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○大久保生活福祉部計画課長 では次に、委員長の選任でございます。

設置要綱第5条により、本委員会に、委員の互選による委員長を置くこととなっております。

事務局といたしましては、前回の計画策定時にも策定委員会委員長としてご尽力をいただきました高橋紘士委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○大久保生活福祉部計画課長 高橋委員、ご承諾いただけますでしょうか。

○高橋委員 はい、了解しました。

○大久保生活福祉部計画課長 それでは、ご異議ないようですので、高橋委員に委員長をお願いいたします。

早速ですが、高橋委員から、ご挨拶をお願いいたします。

○高橋委員長 高橋でございます。

第1回の委員長を務めさせていただきました。考えてみますと、東京都は地域福祉、あるいは地域における福祉という言い方もありますが、これに取り組んだのが随分早かったんですね。昭和46年に社会福祉審議会が地域福祉支援への転換を内包した答申を出したのでこれは結構有名な答申です。地域福祉振興基金というのを鈴木都政の最後につくりまして、これはエピソードが残っているんですが、事務方が50億ぐらいで、たしか予算要求したら知事査定で確か350億円という査定となり、この基金のお陰で都で地域福祉にかかるサービスや活動が活発化してという実績がありました。今回は新しいフェーズで地域福祉、とりわけ生活福祉部が所管して、この計画をつくるということの意味は後ほど皆

さんと一緒に考えたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、高橋委員長をお願いいたします。

○高橋委員長 はい。副委員長の指名をお願いしなければなりません。まず、これが最初の仕事でございます。

第一期のときに、やはり副委員長を務めていただき、長い間、小林先生とはご一緒に仕事をする経験もございまして、近年は地域福祉の活動を理論化するというか、見える化する、そういう精力的にお仕事を積み重ねておられます小林委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

○高橋委員長 それでは、小林さん、ひとつ、一言、よろしく願いいたします。一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○小林副委員長 よろしく願いいたします。短い期間での計画策定になるようで大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

それでは、会議次第の4になります。東京都における地域福祉施策の現状について、事務局より説明をお願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 はい。では、事務局からご説明いたします。

まず、資料3をご覧ください。画面でも共有をさせていただきます。資料3、こちらが東京都地域福祉計画の第1期になります。ここに書かれておりますとおり、「位置付け」「理念」「主な内容」ということで、平成30年に策定いたしまして推進をしているところでございます。

次、見ていただいて、この計画にはPDCAがございまして、こちらのページとその次のページの指標で進行管理をしております。令和3年度までの実績を書かせていただいておりますが、幾つかの指標で計画達成ができていないものもございまして、おおむね目標に対して進捗が図られている状況でございます。

続きまして、9ページ、当地域福祉支援計画で包含いたします福祉分野の主な法定計画を載せてございます。上の高齢、障害、こちらの計画につきましては後ほど説明いたしますが、計画年度を当計画とそろえたいと考えてございます。

次のページ。続きまして、令和3年度都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等についてでございます。こちらは例年、区市町村に調査をしておりますが、今年度の調査結果につきまして概要をまとめたものでございます。区市町村における地域福祉計画の策定状況については、55区市町村、今後の策定方針あり4区ということで、都内ほぼ区市町村の地域福祉計画が策定されている状況でございます。

Ⅱの計画の進行管理につきましては、評価指標を設定している自治体は約半数の28区市町となっております。

計画の記載内容（主な事項）はこちらに書いてあるとおりでございます。

右側へ行きますと、Ⅳ番の包括的な支援体制の整備の取組状況でございますが、どの指標につきましても、おおむね30から40の自治体で取り組んでいただいております。

ただ、Ⅴ番の重層的支援体制整備事業、今年度社会福祉法で規定された事業につきましては、今年度から実施中というところが、後ほどご講演をいただきます八王子、世田谷区の2自治体のみとなっております。

また、地域福祉を進めていくにあたっての課題、いくつか区市町村ごとの課題を挙げていただいております。

なお、詳細につきましては、今後、区市町村と情報共有を図る中で、また本検討委員会の資料として公表したいと考えております。

以上になります。

○高橋委員長 ありがとうございました。

○大久保生活福祉部計画課長 最後、資料5、ご覧ください。このような区市町村の状況を受けまして、さらに各区市町村の状況を詳細に調査をしたいと思っております。

まず、1番として、区市町村のヒアリングでございます。こちらは我々のほうで8区市町等を選定させていただき、今回のこの調査を基に、より詳細な聞き取りをしたいと思っております。7月、8月にヒアリングを実施いたしまして、9月の第3回の策定委員会において結果を報告したいと思っております。

それ以外に、2番の地域における包括的な支援体制構築に向けた実態調査ということで、こちらは調査会社に既に委託した調査を実施しております。地域の連携体制等調査ということで都内3自治体、また、先進事例の収集ということで他県を含む5事例、こちらにつきましても9月の第3回策定委員会において中間報告をさせていただき、最終的には11月、最終報告として取りまとめたいと思っております。

事務局からは以上になります。

○高橋委員長 ありがとうございました。

それでは、今の説明について、ご質問等がございましたら挙手をして発言を求めてください。ちょっとこちらからは、どなたがというのが見えなくて、ちょっとお名前と顔が一致しないこともありますので失礼をしますが、どうぞご質問をよろしく願います。

よろしゅうございますか。後でまとめてまた質問の機会がありますので、先に進ませていただきます。

それでは、引き続きまして、委員及びゲストスピーカーから発表をお願いすることいたします。

前半の委員会では、都内における、地域福祉の推進を図る様々な取組について、委員やゲストスピーカーの方から発表をいただきながら議論を進める、言わば実践に即して、あ

るいは地域の現場に即して計画づくりの検討を行いたいというふうに思っております。

それで、先ほど説明がございましたが、令和2年の社会福祉法の改正の中で、今年4月から重層的支援体制整備事業という、これ分りにくいんですね。これはシステムの組替えを含んでいる、そういう改正で、しかもこれが法定化されたというのが大変重要で、後ほど室田委員からもご発表があらうかと思いますが、そんなわけで、まずは先ほどご指摘いただいたように、重層的支援体制整備事業を実施している二つの区市からそれぞれの取組の実例についてご発表いただきます。その後、室田委員から前計画を策定した平成29年度から、さらに法改正がこういう形で進んでおりますので、そのお話も含めて専門的なお立場からもご発表をお願いするということにいたします。

それでは、世田谷区保健福祉政策部、保健福祉政策部という部の名前ができていたというのも大変、僕は印象的なんですね。そういう政策部の次長の有馬秀人さんから世田谷区の取組についてご報告をいただきます。

有馬さん、よろしく願いをいたします。

○有馬世田谷区保健福祉政策部次長 よろしく願いいたします。世田谷区の保健福祉政策部次長の有馬と申します。

はい。よろしく願いいたします。では早速、説明をさせていただきます。

2ページ、お願いします。まず、最初に世田谷区の人口から説明いたします。総人口は92万人、世帯当たりの人員は1.87人、国や東京都と比較しても世帯人員は少なく、単身の世帯が多い状況となっております。

高齢者は18万5,000人で、高齢化率は20.2%です。高齢化率は全国平均に比べて低いものの、18万人という人数の規模を抱えている状況でございます。

その他、年少人口、要介護認定者数などは記載のとおりとなります。

次のページに行きます。世田谷区の人口推移でございますが、総人口は右肩上がりが続いておりまして、平成元年は約78万人でしたが、令和3年は92万人となっております。それ以外のグラフを見ても、0から5歳児人口は減少傾向は見えますが、65歳以上の人口、障害者数は増加傾向にございます。

次のページ、お願いいたします。世田谷区は全区、地域、地区の3層構造の行政組織になっております。主に保健福祉領域に関する組織を抜粋したのがこの表となります。

まず、上段、全区でございますが、私が所属する保健福祉政策部等の本庁組織でございます。

次に、中段、地域でございますが、こちらは五つの総合支所に4課がございまして、生活保護、生活相談を担う生活支援課、高齢者、障害者の保健福祉サービスを担う保健福祉課、健康、育児、心の相談、健診、予防接種を担う健康づくり課、子ども家庭支援を担う子ども家庭支援課がございます。

次に、下段、地区でございますが、地区にはまちづくりセンターが28か所ございまして、区民にとっては一番身近な行政の窓口となります。昔はこちらを出張所と呼んでおり

ました。後ほど説明いたしますが、まちづくりセンターの建物内に地域包括支援センターと社会福祉協議会も入れるように一体整備を順次行っておりまして、今年度に全ての地区で整備が完了する予定でございます。

まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、こちらの三つの管轄する地区、住所地が一緒の範囲であるということ、また、この三つの機能が同じ施設に入っているということが世田谷区の特徴でございます。

次のページ、お願いいたします。保健福祉領域の計画の関連イメージをお示ししております。社会福祉法で言う市町村地域福祉計画が世田谷区では右側に黄色く記載しております地域保健医療福祉総合計画に当たります。保健、医療、福祉の各分野で共通する基本的、横断的な考え方を示しております。計画期間は、平成26年から令和5年度の10年間となっております。それぞれの施策、事業については、本計画を踏まえ、障害者計画や高齢者保健福祉計画等、各分野の計画で具体化をしております。

次のページ、お願いいたします。この総合計画において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指すとし、世田谷区では地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、対象を広く捉えて推進することとしております。この推進のため、身近な地区、28地区ございますが、この地区における総合相談を実施しております。

また、相談を受ける中で様々な地区の課題が発見されます。社会資源の開発、人材育成、地区の課題を地区で解決する仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。なお、これは社会福祉法の改正等で示された地域共生社会の考え方が既に現計画に含まれていると区では捉えておりますので、計画期間中の改定の予定はございません。次期計画の中で重層的支援体制整備事業について触れられるよう策定できればと考えております。

次のページ、お願いいたします。こちらは世田谷区の地域包括ケアシステムをイメージした図でございます。五つの要素、医療、介護・福祉サービス、住まい、生活支援、予防・健康づくりが真ん中の支援を必要とする区民、高齢者だけではなく、障害者、子ども、若者、子育て家庭、生活困窮者など幅広い区民を支援するようにイメージしております。

特徴としましては、図の右上になりますが、区民にとって一番身近な地区、区内28地区で福祉の相談窓口と、参加と協働による地域づくりに取り組んでいるところでございます。この二つを柱として行う取組を地域包括ケアの地区展開という事業名で行っており、詳細は次のページで説明いたします。

次のページ、お願いいたします。こちらが地域包括ケア地区展開のイメージ図になります。身近な地区における相談支援の充実と、参加と協働による地域づくりによる地区の課題を地区で解決する仕組みづくり、世田谷区ではこれを区民に一番近い行政拠点である各地区のまちづくりセンター、地域包括支援センター、区ではあんしんすこやかセンターと呼んでおりますが、こちらと社会福祉協議会の三者が連携して行うこととしております。

まちづくりセンターの建物に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会の職員が入

れるよう、順次、一体整備を行っており、今年度中に最後の1地区で整備完了する予定でございます。今まで物理的な距離があった三者が顔の見える関係になり、連携しやすくなり、また、区民の方々も相談に来たときに、まちづくりセンターに来た場合でも、例えばあんしんすこやかセンターにご案内したりということで対応ができるようになりました。

また、それぞれ持っていたネットワークが有機的に結合するようになりまして、地域住民や活動団体、事業者等を巻き込んで課題を解決する取組も進んでいるところでございます。

重層的支援体制整備事業の前身である「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業に、世田谷区は事業開始の平成28年度から手を挙げており、相談支援の中心となる地域包括支援センターの職員を各地区1名増員し、相談対象を高年齢者以外にも拡大しているところでございます。また、各地区に社会福祉協議会の地区担当職員を配置して地域資源の開発も行っているところでございます。

次のページへお進みください。こちらは令和元年度の実績になります。地域包括支援センターの相談件数は、28地区合わせると18万件になり、これはももとの包括としての相談の件数が主でございます。このうち赤字で書いております1,922件は今回の世田谷区の実績として進めた相談拡充分に該当する件数でございます。相談拡充に関する対象者の属性、つまりは相談の対象者はどのような方かということですが、こちらは精神障害が最も多く、メンタルヘルスと合わせると全体の半数以上を占めております。これらの相談では、本人、家族、民生委員に加えて近隣住民からの相談も寄せられるようになってきており、窓口が身近にあることの効果を感じたところでございます。

一方で、子ども関係につきましては、保育園の入園だったり、育児については、やはりまちづくりセンター、地域包括支援センター等というよりは、それ以外の専門的な機関に相談が行っているところは現状としてございます。

また、寄せられた課題は必要に応じて地域にある健康づくり課、保健福祉課や地域障害者相談支援センター等の専門の担当組織や専門機関へつなぎ、支援に結びつけているというところではございます。

なお、先ほどお伝えしたように、精神障害に関する相談が多く寄せられている状況があったため、つなぎ先の一つである地域障害者相談支援センター、こちらは区内に五か所ございますが、こちらの体制の拡充等にも取り組んでいるところでございます。次のページへお進みください。

こちらは、各地区でそれぞれ地区の課題と社会資源を整理、把握し、さらに共有化するため、地区アセスメントを作成しております。そして、その課題の解決に向けて様々な取組が始まっており、成果につながってきております。また、年1回、事例報告会を開催し、幾つかの地区の取組を紹介してもらっております。28地区もあるため、このような報告会を開催し、各地区の取組を共有しております。

令和2年度は11月に開催しましたが、買物不便地域での買物ツアーや移動販売会の

ほか、高齢化が進む団地の取組と各地区の課題解決に向けた具体的な取組が紹介されております。それぞれの取組の詳細は、ホームページに掲載している「世田谷区地域包括ケアの地区展開報告会」で検索すれば出てきますので、参照していただければと思います。次のページへお進みください。

こちらは、地区の課題解決の仕組みとして地域ケア会議を掲げております。先ほどの地区の三者のうち、地域包括支援センターが地区版の地域ケア会議、左側になります、こちらを開催し、ここで個別ケース等を検討する中で抽出された地域課題を真ん中の地域版地域ケア会議や全区版につなげる3層構造としております。全区版では、政策立案に向けて、これまでに4回、右下に記載したテーマで開催しております。第4回でも取り上げた8050問題や、ひきこもり状態にある方の支援については、これまでも生活困窮、若者、障害等の各分野で庁内関係所管や各支援機関が協力、連携し取り組んでまいりましたが、継続して地区や地域の課題として挙げられており、施策の充実が望まれております。次のページをご覧ください。

こちらは、重層的支援体制整備事業の活用イメージでございます。ここで、区では、ひきこもり支援に係る基本方針を策定いたしまして、国の重層的支援体制整備事業の新規3事業を充てて、ひきこもりなど複合的な課題に対応できる体制の構築を図っております。多機関協働事業として「ぷらっとホーム世田谷」、こちらは年齢制限はございませんが、主に40歳以上の方を中心に対応しておりますが、こちらに新たに精神保健福祉士を配置し、家計改善支援員の拡充を行っております。支援機関の連携強化や情報、ノウハウの共有化等を目的とした会議を開催し、中核を担う役割を果たしております。

また、アウトリーチを通じた継続的支援事業では、39歳までを対象としている「メルクマールセタがや」、こちらは世田谷区若者総合支援センター内にございますが、こちらで実施している出張相談会を拡充してまいります。相談員を増加し、ニーズが高い地域において毎月開催に変更することにより、潜在的な相談者も発見し、支援が届いていない人に支援を届けてまいります。

ひきこもり状態にある人の約4分の1が発達障害の特性を有するという調査結果が出たことから、こうした方々の社会参加を支援するため、発達障害特性がある若者のピアサポート事業、「みつけばルーム」の年齢制限を撤廃し、主に、はざまの世代と言われる年齢層に向けたピアサポートプログラムを実施してまいります。

本来であれば、区民にとって一番身近な地区においてアウトリーチ支援や参加支援事業を実施することが望ましいのですが、世田谷区は人口、面積ともに規模がかなり大きいため、コロナ禍によって財政状況も厳しい中、実現することは難しい状況です。本年度は、これらの事業に充てておりますが、現場の声や事業実施状況、体制構築状態を見定め、重層的支援体制整備事業を活用していきたいと考えております。

最後に、世田谷区の地域包括ケアシステムですが、このような形で三者が同じ建物の中に入って連携を進めています。そういった意味では、ハード的な仕組みはできてきたんで

すが、今後は、そういったものが本当に地区住民にとって有用かどうか、そういった指標の定め方とかが難しいと思っております。また、人材育成とか運用面とか様々な課題があるかと思いますが、そういったものに取り組んでいければと思っております。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございました。

ご質問がいろいろありそうな気がするのですが、後ほど一括して質問をお受けしたい、それぞれの委員の皆様、発表の後、ご発言の機会をつくっておりますので、その中でコメントをしていただくというような形で進めさせていただけたらと思います。

引き続き、八王子市福祉部福祉政策課主査、深澤淳一さん、よろしく願いをいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 すみません。回線の関係で、八王子市さんとのやり取りがまだうまくいかないの、もし差し支えなければ、先に室田委員、ご発表いただいてもよろしいでしょうか。

○高橋委員長 室田先生に先に発表していただいて、その間に状況を確認してください。

○高橋委員長 それでは、ちょっと順序は変わりますが、室田先生、よろしく願いをいたします。

○室田委員 はい、分かりました。資料、僕のほうで共有してもいいでしょうか。大久保さんかな、事務局の方、僕の画面共有してもいいでしょうか。僕の声、聞こえてますか。

○高橋委員長 室田先生にお願いするということですかね。

○大久保生活福祉部計画課長 はい。お願いします。

○室田委員 いいですかね。じゃあ、共有させていただきます。

○高橋委員長 はい、お願いします。

○室田委員 では、ご報告させていただきます。

事務局からのリクエストで、前回の計画策定以降の特に国の動きについて報告してくださいということでした。僕自身は、この検討委員会のメンバーだったんですけども、政策の中身を報告するよりも、それをどう捉えるかとか、どう考えるべきかというほうが、どちらかという得意というか専門なんですけど、今回は、そこはカットして、純粹に国の政策の説明をということでしたので、そこをお話しさせていただければと思います。基本的には、「地域共生社会」で検索していただくと、この国、厚労省のサイトが出てきて、ここの資料を整理したというような発表になります。

大きく分けて三つの論点でお話ししたいと思います。2020年の法改正までの流れと2020年の法改正のポイント、そして都に期待される役割ということになります。

まず、最初の2020年までの法改正に関してです。平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されて、その後、同年10月より地域力強化検討会が始まって、2017年の法改正が行われたという流れ、これが前回の計画策定までの流れでしたけれ

ども、その後、2020年に再び法改正が行われたという流れになっています。

改正社会福祉法の概要ですけれども、これは2017年のものですね。地域福祉推進の理念を規定したものでしたし、そこで市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定するものでした。さらには地域福祉計画の充実という、大きく分けてこの3点が法改正の内容だったんですけれども、この法改正の際に附則において、今後3年をめぐりして市町村における、国による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加えるということが附則にあったので、2020年の法改正の検討が行われて、そこでは、下のⅠ、Ⅱ、Ⅲとありますけれども、重層的支援体制整備事業につながる三つの支援を具体的にを行うという提案がなされました。それが、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援ということになっています。

ちなみに、2017年の法改正の際には、地域づくりに資する事業の一体的な実施についてということが、このような通知として出されていたんですけれども、ここにあるように、市区町村は地域づくりに資する事業について一体的に実施できると。複数のものを連携し一体的に実施する場合、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により案分できるというような通知があったわけですけれども、一方で相談支援等の事業の一体的な実施に当たっては課題があったということで、様々な自治体から財源を案分する上で難しい、煩雑であると。ここが、2020年の法改正においては一つのポイントになったということです。

2020年の法改正ですけれども、先ほど話した、Ⅰの包括的な相談支援体制、そして参加支援、地域づくりに向けた支援を新たに位置づけることになりました。それが今のこの図の左下の新たな事業の全体像として示されているんですけれども、参加支援というのは、この検討会の途中までは、出口支援という言葉を使っていたんですけれども、包括的な相談支援の体制をつくって、ある意味、入り口というか、ケースを把握するということをするものの、じゃあ、その制度のはざまのような事例に対して、どこにもつなぐ先がなかったり、それにマッチするような資源が足りてないという状態に対して、参加支援、新たなサービスを開発したり既存の仕組みをうまく活用するような形で、参加支援の、ある意味、出口をつくっていくというようなことが一つ提示されましたし、それらを全体的に支える地域づくりに向けた支援を推進していくということでは言われました。

もう一つポイントが相談支援及び地域づくりの事業の一体的実施ということで、高齢、障害、子ども、生活困窮といったところで行われているそれぞれの仕組みを、属性、世代を問わない一体的な仕組みとして自治体の中で再構築すると、こういったことが示されました。

これも同じような図なんですけれども、「新」と書いてあるところが今回の重層的支援体制整備事業で新たに追加された部分です。それ以外のところは、それまでの高齢、児童、障害、生活困窮といったところの既存の相談支援の仕組みや地域づくりの仕組みを一体的に推進していくということになりますが、「新」というところが新たに予算がついた

部分になります。

先ほどお話がありました、東京都では世田谷区さんと八王子市さんが今年度から、さらには移行準備事業ですね、これが、先ほど12と出てたんですかね、これは、ここではもう少しあるのかなと思いますけれども、上がっています。

ここからは、自治体事務マニュアルというのがあるので、そこから、もう少し具体的に詳しく中身についてお話ししたいと思うんですけれども、事業実施に向けた市町村における体制構築、これが結構重要だと思っていて、自治体の中でしっかりと体制をつくっていくというのが、この事業においては求められます。

ここでは、既存の支援関係機関の専門性、積み重ねた実践など、地域資源の強みを生かす体制とするということが明記されていますし、体制を整備するに当たって、地域住民、支援関係機関と議論を行い意義の共有を図ることが重要、さらに整備する体制そのものに加え構築の過程も重要だと、そのため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められるということも明記されています。この体制構築については、全国で同一の体制を整備するのではなくて、地域の実情に応じて構築されるべきで、関係者が意見交換を進めて納得しながら取組を進めると。地域の資源を生かして、関係各庁内で連携して、その自治体に合った仕組みをつくっていくということが書かれているということです。

具体的な実施体制として、例えば、これは一つの例ですけれども、相談支援体制をつくる上でも、左上のように高齢とか障害とか児童、生活困窮といった窓口をそのまま残して連携するという仕組みもあれば、右上のように、そうではなくて、いわゆるワンストップのような総合相談の拠点を市内に、1個真ん中、中央に大きなものをつくって、その地域型支部のような形で各地に窓口をつくっていくというような、ある意味、スクラップ・アンド・ビルドというか、全部統合して一体的にワンストップでという考え方もあって、どういう形でも、それは自治体の実情に応じて相談支援体制をつくっていいですよということが示されています。

さらには、重層事業実施計画を策定するということが求められています。この事業を適切かつ効果的に実施するために、提供体制に関する事項を定める重層事業実施計画を策定するように努めることとなっています。

その策定に当たっては、市町村行政全体で認識の共有と取組が不可欠であるため、関係部局が一堂に会した重層的支援体制整備事業の整備の在り方及びその計画策定のための検討会を開催したり、部局を横断した職員による重層事業実施計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げるなどの協議体の構築が求められるということが明記されています。

また、この協議体を構築する上で、中長期の事業構想や地域の姿を視野に入れた幅広い議論が求められる項目については、地域住民、地域の支援関係機関、支援団体、市町村職員などをメンバーとする協議体の設置に努める必要があるということで、庁内だけに限らず関係機関を含めた協議体を設置することに努めてくださいということが書かれてい

ます。

さらに、この計画策定体制の留意点として、重層事業実施計画の策定は努力義務とされているものの、策定ガイドラインの内容を踏まえ、できる限り策定することが望ましいということになっています。

地域福祉計画との調整という点では、この重層的支援体制整備事業の実施計画を実施のために必要な事項に特化した内容とするということで、地域福祉計画とのすみ分けをしてくださいというふうに書かれています。

さらには、支援会議や重層的支援会議というものを開催することが示されています。これは、制度のはざまを含め個別のケースの相談に応じるために、市町村において、地域住民が地域において日常生活、社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うために、支援関係機関等により構成された会議の構成員に対して守秘義務が課される支援会議を設置することができるということになっています。

これとは別に、一方で重層的支援会議というのは、先ほどの支援会議というものが、より個別のケースに応じたような会議だとすると、重層的支援会議というのは、市町村レベルの、より大きな単位で行われるような会議です。この会議は、この事業が適切かつ円滑に実施されるため開催するもので、三つの役割を果たすということです。その三つというのが、1番目にプランの適切性の協議、それからプラン終結時等の評価、そして、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討というところを議論するための会議であるということです。

さらには、ここには連携体制の構築であったり委託先の選定等も書かれていました。

ここまでが法改正のポイントと重層的支援体制整備事業の具体的な実施についてですが、次からは都に期待される役割で、都道府県による市町村への後方支援ということで、ここに書かれているように、本庁内連携促進のための支援であったり市町村間の交流・ネットワーク構築、重層的支援体制整備事業の周知・広報、研修、それから実態調査、先駆的取組の情報収集・発信、そういったところが都に期待されているということになります。

また、人材育成においては、これは東京都の役割として、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策、その他の関連施策との連携に配慮することが求められるというふうにも書かれていますし、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間や支援関係機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たしていくことも都に期待されているということです。

これが、今の続きですね。市町村の実態の把握・分析を行った上で、重層的支援体制整備事業、その他、地域生活課題の解決に資する支援の広域実施やほかの事業との一体的な実施などに向けた支援、市町村域を越えた新たな事業の委託先の開拓とその共有等行うことが求められると。

都道府県がこうした役割を果たすに当たっては、市町村が直面している状況が多様であるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた歩みも一律でないことを理解して、管内市

町村との議論を踏まえて、重層的支援体制整備事業が未実施の市町村も含めて、必要としている支援を柔軟に構築し展開していくことが重要だというふうに書かれています。

最後に、重層的支援体制整備事業に関する質疑応答集の中の都道府県の後方支援に関してですけれども、都道府県は、重層的支援体制整備事業の実施主体にはなれないというのが一つ明記されているのと、それから、この「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」というのが令和3年度に予算計上されたということで、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組に対して4分の3、国の補助が出るということが明記されていますので、ここら辺が東京都の役割になってくるのかなというふうに思います。

以上で報告を終わります。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変、基本的な資料と、それから、そこからいろいろあぶり出されそうなことがいろいろ、大変、豊かな内容の報告をいただきまして、議論を進める上で大変、スタートラインとしてありがたい報告をいただいたと思いますが、これをどう消化していくかというのが大変な話かと思います。

○高橋委員長

引き続き、それでは、次のお話ということですが、実は、予定の時間にほぼ来ておまして。今の東京都の事務局のほうの説明と、今回のミッションというか我々の課題と、それから世田谷区さん、それから室田先生には国の動きを非常に要領よく、大変、重量級なものを短い時間でおまとめいただきご苦勞をおかけしましたが、そういう話の中で、これから我々は何をしていくのかというのが、委員の皆様、いろいろご感想をお持ちなのではないかと思います。

また、それともつかず離れずで結構でございます。日頃、皆さんの現場でいろいろお感じになっていること、恐らく、現場でお仕事されている方は、やはりコロナの下で、いわゆる生活問題の表れ方が、我々の今までの通念とは大分、様子が変わってきて、これが地域福祉の在り方に直接課題を投げかけているという。それで、これはどうもコロナの始まる感染症は、そんなにすぐ終息するものではないのではないかという、そういうことも含めて、住宅確保給付金なんかの課題がいろいろ、あれは有期ですが、それが切れたときにどうするかとか、そういう話は、もう既に起こってますし。

あるところで調査をやった方のお話を聞くと、やはり住宅確保給付金はコロナの前と後で全く受給窓口に来る相談の方が変わっているらしいというような、そんな報告もありましたし。そういうことを含めて現場でお感じになったようなことを、まずは、お話しいただきながら、少し、それぞれの委員のご発言をいただきたいと思います。

そういうわけで、実務の方からということ言えば、委員名簿を逆に遡って、一番初めに大田区、稲城市の課長さんから長谷川、土屋さん、今日は瑞穂町の田野さんはお休みですが、お話しいただき、それから、横山委員、武蔵野市民社協、それから、東京都の社

会福祉協議会の立場、それから、民生児童委員のお立場、それから、文京区の地域推進係長の浦田さんというような感じで、現場のお話を、まず、それぞれの委員の自己紹介も必要なので、何か盛りだくさんで恐縮でございますが、まずは、大田区の長谷川さんから順番にお願いしたい……。

よろしくお願いいたします。

○長谷川委員

大田区の福祉管理課長、長谷川でございます。

まず自己紹介ですけれども、私の場合、今、福祉管理課長をやっておりますけれども、福祉の現場、障害の生活介護の施設、それから、生活福祉課、高齢福祉と障害福祉のケースワークをやる部門としての地域福祉課、障害福祉課、福祉事務所全体の調整役という形で、大田区の中ではかなり福祉に携わってきたというふうに思っております。

今、先生のお話の中でも、今後、どうして、どういうふうに検討していくかという部分もありますけれども、世田谷さんのお話をお聞きして、お隣の区ではございますが、大変感心しておりますし、また、ある意味、羨ましいなというふうに思っております。

大田区も、重層的支援体制整備事業というものの検討を始めておりますけれども、一番大きいのは、世田谷さんもそうですが、大田も人口74万で、非常に大きい都市になりますが、なかなか部局の、いわゆる縦割りに近い状況ですね、こちらの部分がなかなか連携でうまくいかないという声を現場でもたくさん聞いております。もちろん個別支援の中で、個々、職員、組織が連携はしてはいるんですけれども、やはりなかなか情報がうまく行き渡らないというか、逆に言えば、個人情報保護の壁があって、そんなに簡単に支援情報を民間も含めて共有できないといった中で、どうしても部局内にとどまってしまうということです。したがって、多機関協働を言われていますが、その部分をどうつくっていくのか。そこら辺が、非常に、今、検討を内部でして、難しいところでございます。

そこをどういうふうにしていくのかなというところで、この東京都の地域福祉支援、この部分についても、何らかの形で先駆的にやられている自治体の紹介、逆に苦勞している自治体の何に苦勞しているのかといったようなことも、会議の中で取り上げつつ、また、その部分書き込めればいいのかというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

何に苦勞しているかというのは、これは物すごくキーワード、今回の計画の一つのキーワードと。重層的支援体制は、霞が関と推進委員の皆様が知恵を合わせてつくっていますが、その現場の多様性を考えると、今のご発言、大変大事なご発言いただき、ありがとうございました。

それでは、引き続き、稲城市の土屋委員、お願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 高橋先生、すみません。事務局です。

土屋委員からご発言が終わりましたら、八王子市さんと音声がつながりましたので。

○高橋委員長　そうですか。

○大久保生活福祉部計画課長　土屋委員の後に八王子市さんに発表していただければと思います。

○高橋委員長　はい。それでは、よろしく願いいたします。

土屋委員さん。

○土屋委員　はい、稲城市の土屋です。

音声、聞こえますでしょうか。聞こえますか。大丈夫ですか。

すみません。ありがとうございます。

稲城市は、約、人口9万人で、地域包括支援センター4圏域に分けて行っているような小規模の自治体になります。

ふれあいセンターという老若男女全ての人が集まれるような場所が全地区には配備はされているんですけども、4圏域で、四つの包括で、高齢者ですとか、そういったものを対応しているというような自治体になります。

今現在、保健福祉総合計画という計画、福祉の総合的な計画をもって、なるべく縦割りにならないような形で進めてきているんですけども、ちょうど、それが令和5年度までの計画になっていますので、4年、5年で見直しが入りますので、その際に、ちょっとほかの自治体の皆さんと遅れるかもしれませんが、重層的支援体制の整備事業についても検討して、具体化していきたいというふうに考えているところです。

実際の現場を見ていると、非常に、9万人ぐらいで、面積も小さいので、比較的、事業者さんとか、関係機関、いろんな支援機関との顔が見えやすいところはあるんですね。ですので、そのケース、ケースによっては、実際には重層的な支援ができていているということもあります。ですので、こういう小さいまちですので、そういう顔の見える関係ですとか、実際に、ケース、ケースで会議を開いてきていますので、そういったところを生かしながら、稲城市らしい、重層的な支援体制ができればいいというふうに考えています。

それと、あと、やはり人材育成ですね。この重層的に支援をする、できるような、そういう人材は、やはりなかなか、今、現状を見ると、育つような環境はないんですね。どうしても、行政の職員ですと、四、五年で異動してしまうと。生活福祉にいたら、今度は、税務課へ行ってしまったりとか、そういった人事異動がございますので、福祉の人材をどうやって育てていくのか。重層的な支援をコントロールできるような人を、どうやって育てていくのかということも含めて、考えていく必要があるんだろうというふうに考えています。それは、9万人ぐらいの規模の自治体ですと、恐らくほかの皆さんもそうなんじゃないのかなと。市町村の現実的なところなんですね。そういうふうに感じています。

ですので、そういう福祉の人材の確保、これはもう委託も含めて確保。それから、行政職員のコントロールできる人材の育成。そして、専門職の確保。それから、各部署で、今、取り組んでいる重層的な対応をどうやって計画的に進めていけるのかというところを、四年、五年で検討していきたいというふうに思っています。

そのような状況です。

ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変大事なご指摘をいただきました。政策をつくる側の政策専門性というのが非常に問われている。非常に、今、安易に委託をするという。僕は、ある関西のほうで、ケースワーク業務まで民間委託すると聞いて、卒倒してるんで、卒倒したことがあるんですが、実は、重層的支援体制というのは、先ほどの室田さんのご説明聞いておりますと、補助金の一括的な調整とか、それは、製作技術が必要なものだろうと思ひまして、よく今のご指摘生かしながら、また検討を進めたいと思ひます。

ありがとうございます。

それでは、八王子市の深澤さんとつながったようでございますので、八王子のほうからお話を伺いたいと思ひます。

よろしく願ひいたします。

○深澤八王子市福祉部福祉政策課主査 すみません。八王子市の深澤です。

音声どうでしょうか。

○高橋委員長 ちょっと音声途切れ途切れになるような感じですが、ちょっとやってみてください。

○深澤八王子市福祉部福祉政策課主査 すみません。資料が見えているでしょうか。

○深澤八王子市福祉部福祉政策課主査

資料のほう、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

1 ページめくっていただきまして、八王子市の平成30年3月に改定しました地域福祉計画におきまして、八王子市の福祉の取り巻く現状及びめざす姿をまとめており、この中では、高齢、障害分野ごとの相談体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケースや制度のはざまにあるケース、支援が必要となる人自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースが顕在化していることを現状として考えております。

また、これを踏まえて、めざす姿を「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり」としております。

次のページ願ひします。次に、この目指す姿を具現化するための施策の展開としまして、テーマを地域福祉を推進する仕組みの充実、地域福祉活動支援・人材育成、福祉サービスの充実の三つを掲げて取り組むこととしております。このうち、地域福祉を推進する仕組みの充実の施策の展開として、地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化を掲げております。

1 ページめくって、願ひします。本市における「包括的な相談・支援体制」のイメー

ジについて、第3期八王子市地域福祉計画においては、次の図のようにしております。

図の上部が地域の関係、下部が行政側の相談・支援体制の関係となり、それぞれの専門相談機関で、地域の課題の把握、相談の受け止めを行い、解決を図ります。また、制度のはざまなどで、いずれの機関でも対応が難しい事案につきましては、八王子市社会福祉協議会が運営する地域福祉推進拠点で相談等を受け止め、社会福祉協議会が持つネットワークや地域の力により、解決に結びつけます。その上で、地域のみでは解決ができない課題につきましては、市で組織します包括的な相談・支援体制と連携して、解決に結びつける体制の構築を目指しております。

次のページをお願いします。次に、本市における包括的支援の取組について、もう少し具体的にご説明をさせていただきます。

本市での包括的支援の取組については、先ほどもご説明しました社会福祉協議会が実施しております地域福祉推進拠点での取組、また、包括的な地域福祉ネットワーク会議を基に実施することとしております。

次のページをお願いします。このうち、地域福祉推進拠点につきましては、地域住民による福祉活動を支援し、地域の中で、課題を丸ごと受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートすることとして、平成26年度より、八王子市社会福祉協議会が取り組んできた事業に対して市が支援し、実施しております。

また、地域福祉推進拠点には、地域の困り事や地域活動への参加の気持ちがあるものの、どうすればよいか分からない方への地域の身近な相談の場、地域課題を解決できる人材の発掘や育成を行う地域活動の支援の場、町会、自治会、民生委員、専門機関などのつなぎ役となり、支援を必要とする人と地域活動などを結びつけるための地域の力がつながる場という三つの場としての機能を持たせることとしております。

地域福祉推進拠点には、コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる社会福祉協議会の職員が常駐し、地域活動の支援を行っており、現在、市内には9か所整備ができております。

次のページをお願いします。本市の上位計画では、地域を6地域に分けており、各圏域に1か所ずつ、一通り設置が済んでおります。現在は、さらに細分化を進めるための整備を進めております。

次のページをお願いします。また、平成元年度に設置しました八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議は、専門的な相談支援機関によって構成され、各専門機関での情報共有や地域福祉課題の把握、解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法等について、検討を行っております。

また、この中では、各分野をまたぐ合同での研修も取り組んでおり、昨年度は、新型コロナウイルスの関係で実施できませんでしたが、一昨年は、ダブルケアについて、高齢や障害、子供や生活困窮、保健分野などの多機関で、合同して研修を行うことをいたしました。

次に、本市の重層的支援体制整備事業の各取組について、ご説明します。

パワーポイントでは、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業につきまして、重層的支援体制整備事業に関わる新規事業としてまとめております。この部分については、本市では、八王子市社会福祉協議会に委託し、実施しております。

このうち、多機関協働事業につきましては、社会福祉協議会の中に多機関協働事業の担当職員を配置し、多機関協働事業の受付、重層的支援会議の調整等の事務等を行います。また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や、参加支援事業については、社会福祉法としては新規事業として位置づけられておりますが、先ほどご説明したように、地域福祉推進拠点のコミュニティソーシャルワーカーによりこれまでも同様の内容を実施してきており、これを市の事業として位置づけ、強化するイメージとして展開をしております。

包括的相談支援事業につきましては、社会福祉法106条の4第2項第1号の規定により、記載された各事業の体制をそのまま継続し、各専門機関同士、今まで以上に、より横の連携を意識して、相談業務を行うようにしております。そのためにも、各相談機関には、共通の相談シートを用意し、多機関協働事業につなげるためのツールとして、また、日常の相談に対しても、専門以外の分野の内容も意識して対応するように依頼をしているところです。

このほか、制度のはざまの対応等につきましては、引き続き、社会福祉協議会の地域福祉推進拠点で相談受付を行っております。

また、地域づくりに向けた支援事業につきましても、106条の4第2項第3号に掲げられた各分野ごとの事業を引き続き実施し、地域福祉推進拠点においても、コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくりの取組も実施しております。

次のページへお願いします。多機関協働に関する連携体制につきましては、図のとおりとしております。ちょっと図が細かくて分かりづらいかと思いますが、この図は、各支援機関に共通の流れの認識を持っていただく体制構築を進めることを目的として、パンフレットを作成した、その中から抜粋したものとなっております。

次のページをお願いします。このほか、市が推進する地域づくりに向けた取組をまとめております。一つ目は、福祉職の人材確保・育成ですが、市でも複雑化・複合化が進む今日の福祉課題に鑑み、これに対応できる職員体制の構築をするための検討会を昨年度設置し、福祉人材の育成及び活用方法の検討や育成方針の策定に向けて、現在も検討を進めております。また、地域福祉推進拠点の強化や市の組織で検討を行っております地域づくり推進事業との連携も図ることで、地域共生社会の実現を目指しております。

最後に、資料等はちょっとございませんが、今回の重層的支援体制整備事業に取り組むに当たりましての苦労や工夫、今後の課題ということですが、各支援機関同士の共通の認識をいかに図れるかが導入前からの課題であり、残念ながら、引き続き残っている改善点とも考えております。国のほうからもプロジェクトチーム設置などのアドバイスもいただ

きましたが、取りあえず本市では先ほどの包括的なネットワーク会議を活用しまして、制度説明や情報共有の場として運用してまいりました。

この中では、子供や高齢などの各分野においても、既存のネットワークが既に構築されているということで、既に個別の相談者への対応は可能となっており、既存の制度との切り分けが明確となりやすく、どのようにして今回のスキームを活用するのが課題となっております。いかに今回の支援体制、この制度が便利なツールと捉えてもらえるかが課題の一つと考えております。

このほか、多機関協働に関するノウハウなどにつきましても、引き続きスキルアップを図る課題と考えております。

いずれにしても、運用はもう始まっておりますけれど、八王子市に合った設計に適宜修正をしていくことが、今後も引き続き必要と考えております。

以上、八王子市の発表とさせていただきます。すみません。ちょっと説明が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変興味深いご報告で、世田谷の報告と相まって、いろんな課題提起をおのずからしていただいているような気がいたします。ありがとうございます。

ちょっと時間があって、本当は、世田谷も含めて、やり取りをしたいところですが、お許しをいただいて、武蔵野市民社会福祉協議会の横山委員、よろしくお願いたします。

○横山委員 武蔵野市民社協の横山です。よろしくお願いたします。

私は、担当が小地域福祉活動の担当を主しております。武蔵野市の現状としては、この4月に福祉総合相談窓口を市役所の部署の中に一つ設けました。その窓口を立てる際のいろんな議論の中でも、市役所の中にそういう窓口をつくっても、そもそも、もう相談に行ける人はとくに市役所に行っているんじゃないかとか、そういう建物よりかは、もっと職員がアウトリーチというか、出かけていくほうが大事じゃないかとか、いろんな議論はあったんですが、取りあえず、4月に始まったところで、まだまだ武蔵野市としては、取組が本当にスタートしたばかりというところになります。

コロナ禍の現状としては、金銭的に困りの方が多いということは、間違いはないんですけど、金銭面以外で困りのことがある方も恐らくたくさんいらっしゃるって、ただ、どういう方が困っていらっしゃるって、どういうことが必要なのかというのがなかなかどこもちゃんとニーズ把握みたいなのができていない中で、一方で、市民の皆さんは何かしたいんだけどもというお気持ちがある方は非常にいらっしゃるって、住民の皆さんのボランティア活動で、この現状で何ができるのかというところが、なかなか一緒に考えてはいるけれども、効果的なものが見つかっていないというところが悩みかなと思います。

この計画、都の計画に期待したいこととしては、先ほどもお話に出ていましたが、先駆事例はとても大事で、今回もお話を聞かせていただいて、すごく勉強にはなるんですけど、

恐らく取り組めずにいる自治体とかの皆さんの悩みがあると思うので、それも、多分、それぞれ個別性があるので、そういった取り組めずにいるところの個々の悩みをスポットを当てることができる、ありがたいなと思ったのと。

あと、先ほど室田先生のお話の中にあった広域のところも、やっぱり都市部なので、近所の人に相談したくないとかということは往々にしてあるかと思うので、そういった広域の部分が検討できると、東京都の支援計画としてはいいのかなと思いました。

これからよろしくをお願いします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これもテイクノートして、これからの議論に生かしたい。それぞれの現場が抱えている「悩み」の研究って、東京都しかできないんですよ。それぞれの自治体は、自分のことが言いづらいというふうに思いますので、そういうことを含めて、検討したいと。後ほど学識経験の委員の皆様からもコメントいただけたらありがたく思います。

それでは、引き続き、東京都社会福祉協議会の地域福祉部長の森さんからご発言をお願いいたします。

○森委員 東京都社会福祉協議会の地域福祉部の森です。

音声のほうは聞こえてますでしょうか。

私のほうは、思い起こすと、平成の初めの頃にも、東京都のほうでは、地域福祉推進計画を立てていただきまして、その中で、三相の計画という形で、東京都の計画と区市町村の計画と区市町村社会福祉協議会による住民による活動計画、先ほど世田谷区さんの報告にも社協で策定している住民活動計画がありましたけれど、その三つの、三相の計画を基に進めるということを打ち出させていただきました。そのおかげで、30年かけて、区市町村社協が活動計画をつくりながら、住民主体の地域づくりを続けてきたという形になっておりまして、今回、コロナ禍を迎える中において、区市町村の社会福祉協議会は、もちろん生活福祉資金の緊急特例で、非常に相談が膨大なものがあつたというのがございますし、権利擁護事業についても、相談が多く、支援を止めることなく行ってきました。

その中で、コロナ禍に取り組んだ相談や個別支援を通じて、区市町村社協で、これまで十分に地域で見えてこなかった課題が顕在化するということも出てきているかと思っております。一つは、この長引くコロナ禍の中で、高齢者、障害者、子供たちが経験のない、長期にわたる日常生活の大きな変化の中で、与える影響が今後どういうふうになるかということが一つあります。また、もう一つは、外国籍の居住者の困りごととか、これまでは、ぎりぎり生活が成り立っていた世帯の方とか、そういったことの新たな課題が出てきているかというふうに思っております。また、活動を休止した地域活動の担い手や新しい活動が出てきたこととか、情報の在り方とか、区市町村社会福祉協議会のところでも、今、たくさんの課題が目前に出てきている形になっております。

一方で、先ほどご説明いただきましたけれど、重層的支援体制整備事業については、36の区市町村で、未実施、または実施しない、そこら辺がまだ検討中というふうになっ

ているかと思えます。やはりそういった状況の中で、重層的支援体制整備事業については、重層的支援体制整備事業を実施することが目的というよりも、今、区市町村社協の目の前に出てきているような様々な課題のような複合的な課題の一つ一つを解決するような地域をつくっていきたいという思いは、多分、恐らく、区市町村の社協の皆さん持っていると思いますので、重層的支援体制事業をうまく活用できるような取組ができればなと思っております。

そういった中で、今日、ご報告いただいた世田谷区さんも八王子市さんも、また、委員に入ってもらっしゃる大田区さんも稲城市さんもそうですけれど、各社協に、この間、地域福祉コーディネーターないしコミュニティソーシャルワーカーを置いてきていただいております。おかげさまで、都内で半数以上の社協にそれが置かれている状況になっております。今回、重層的支援体制整備事業を活用してという中では、こういった地域福祉コーディネーターがどんな形で活躍をしていくかということを進めていければと思っております。その地域の中で、地域福祉コーディネーター等が行ってきたインフォーマルな活動と連携した地域づくりが活かさればと考えています。重層的支援体制整備事業というと、非常に複合的で難しい課題への対応ではありますけれど、ぜひ、地域の力を生かしていくような取組ができればなと思っておりますし、そのために、活用しやすい重層的支援体制整備事業であってほしいなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

三相計画の話は、ちょっととても懐かしいんです。あのときに、「そう」というのを、上下関係で捉えるんじゃないなくて、それぞれの活動が対等で進むんだという、そういうつもりで、「そう」という言葉を相談の「相」を使ったというのを、その当時、三浦文夫先生がリーダーでしたけど、ちょっとそのことを思い出しまして。その意味が、逆に言うと、重層的支援体制の中で、もう一回問われている。

それから、今、お話しいただいたように、全体として、言葉が難しいね。それをどうしたらいいか。要するに、近くの近所の人、おじいちゃん、おばあちゃん、若者、そういう人たちにコミュニティソーシャルワーカーと言われたって、何のことだか分からないわけですよ。これは、後で、民生委員さんもお話しただけると。何か言葉がすごく重くなったり、難しくなったりしていると、地域に日常的に関わり合えるようなものをどうやったらできるのかって、結構、大きなテーマなんかだと、ちょっと最近思っ、ちょうど今のご発言で、そのことを思い出しました。

ありがとうございます。

それでは、東京都民生児童委員連合会の田中さん、よろしく願いいたします。

○田中委員 田中です。聞こえますでしょうか。

今、先生おっしゃったように、非常に私の立場なんかから言っても、言葉が非常に専門的になりまして、一般の人たちはもうほとんど、民生委員の人たちにもあまりなじめな

いというような状況にあります。CSWにつきましても、確かに私ども練馬のほうでは社協の中に各地区に配置してあるんですが、まだまだそういったあれでは、一般の方との触れ合いとか、そういったものが意見交換がまだまだ少ないように思われます。

それと、いろいろと相談支援窓口ができてきましたけれども、どうも私どもが感じているのは、専門職の数的なものが少ないんじゃないかなと。各、恐らく区市町村に関しても、その専門職の育成、人材確保については苦心されてると思いますが、我々から見ても、役所に行って大変だなと本当にそういった面が伺えるので、言ってみたら、その辺のスピード感をできるだけお願いしたいなと思っております。

また、事業者としての社会福祉法人との関係が、我々もかなり受入先として考えておりますので、民生委員の立場としては、そこも我々としてはしっかり捕まえて確保して相談しながら、困った方たちの受入態勢を充実してほしいなと思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変大事な宿題を頂いたような気分がいたします。また議論重ねていきたいと思っております。

それでは、文京区の浦田愛さん。浦田さんはたしか地域福祉コーディネーターがそもそもの職名だったはずですが、それも含めて、大学とか、今は全国で有名になりつつあるので、よろしく願いいたします。

○浦田委員 よろしく願いいたします。文京区社会福祉協議会の浦田と申します。

文京区は、地域福祉コーディネーターを配置してから今年で10年目を迎えます。その中で地域づくりですとか、社会参加、様々な個別支援をやってきまして、このコロナ禍でも常設型の居場所づくりが、やはりいろいろな方の逃げ場所になったりですとか、支え合いの拠点になったりとか、やはり一定の成果を災害時だからこそ感じているところもあります。

一方で、文京区の生活福祉課のほうに、令和2年からひきこもり支援センターができてきて、ネットワークでひきこもりの相談を受けていこうということで、社会福祉協議会もネットワークの一員として参画しております。

特徴的なのは、ネットワークの中に教育部門が入ったり、あと地域包括支援センターが入ってしまして、8050対策からの不登校支援というところまでの一貫した横断した体制を取っていこうということがとても特徴的かと思えます。まだまだ、インテイク上の課題ですとか、体制上の課題はこれからというところなんですけど、やはり教育部門とか高齢部門とか、相談機関が横断的に集まれるといったところは、行政が主催であるところの強みというのは、やはりあるなというふうに感じているところです。

ただ一方で、文京区は重層支援体制整備に関しては議論も具体的にはスタートはしていない状態です。「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現は、モデル事業を2年やってきたというところですが、コロナの特例貸付けの対応で、私たち現場で感じているところは、一気に地域とのつながりが本当にない方たちが急激に増えている状況で、私たちが今まで

関わってこれなかった人たちが支援が必要な状況になっていて、しかも、かなり複合的な課題も抱えていらっしゃる方が多いので、私たち文京区社会福祉協議会では、総合相談チームをつくって、生活状況を伺うアンケートを貸付け終了された方に郵送して、実は7割近い回答があるということで、私たち自身もびっくりしているんですが、そういった中で行政と社会福祉協議会が合わせて、そういう方たちを総合的にサポートできるような仕組みを今後どういうふうにつくっていけるかなといったところは、現在、現場としては課題に感じているところです。

以上です。

○高橋委員長 コロナ禍での要するに見えなかったものが表面に出始めているということは、非常に印象深く思う。

それから、もう一つ、ちょっと私、前から気にしているんですが、民間も縦割りなんですよね、民間活動も。行政の縦割りの話は出てますが、民間のほう結構、頑迷固陋に、悪口を言うと、社会福祉法人がしばしば縦割りの権化みたいなところがありまして、それをどうするかというのも大事だし、あるいは、保健師や看護師が地域で活動するようになると、やっぱり連携の話がすぐ出てきて、これも縦割りという話になっていくという、そんな指摘も含めて、居場所の機能というのは大変それを溶かしていく上で、いろんな可能性があるというご発言をいただいたような気がします。ありがとうございました。

それでは、笠原先生、障害がご専門と伺っておりますので、障害がまさに地域を必要としている最も重要な問題だと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

○笠原委員 初めまして、上智大学の笠原と言います。声、聞こえますでしょうか。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、地域福祉が専門というわけではなくて、場違いのようですし、今回の主な課題である重層的支援体制ということからは外れてしまうんですけれども、今回、この第1回に向けて、共生、あるいは、障害のある方の参加という観点から、第一期の計画を確認したところで、3点ほどコメントさせていただけたらと思います。

一つは、地域住民、あるいは、地域の担い手としての障害者、あるいは障害者に限らず当事者という観点です。

例えば、障害福祉計画ではサービス利用者、地域福祉計画では支援の対象というふうに位置づけられることが多く、そのためイメージが固定化されてしまうことが多いと思うんですけれども、実際は昼間人口が少ない地域で、事業所の利用者が地域の担い手として地域活動に参加したり、あるいは子供の見守りとか遊びの相手として活躍したりといった例もあります。支援の対象ではなく地域の支え合いの主体、人手不足の解消ではなくより積極的な観点からの一体的なサービス提供そういった例が紹介できないかなというふうに考えました。

二つ目は、専門家としての障害者、あるいは当事者という観点です。共生社会に向けた様々な啓発や理解の研修、あるいは福祉人材の研修ですとか、第三者評価といったことを

通して、障害者や当事者の役割とか仕事というのをつくり出せないかと思うんですね。

共生社会、あるいはインクルージョンを進めるためには、当事者よりもむしろ周りが変わっていく必要があると思うんですけども、そういったところに問いを投げかけていくような存在として当事者の方に活躍して頂けないかなと思います。

第3は、地域について知ったり、理解したり、意見を述べたりする機会がどれだけつくれるかということです。今、私は福祉計画策定のプロセスに知的障害のある方がどう参加できるかということについて、研究をしているところなんです。当事者の方と話していると、それこそ計画そのものの存在を知らないし、知る機会がない。ある人は職場にあったので、取っていいのかな、でもなんか悪いのかなといった感じで手に取って見た。恐らく、障害のある人を想定した、ルビ付の概要版の計画だったと思うんですけども、せっかくつくっても手に取ってさえもらえないというような現状がある。先ほど委員長からも、言葉の難しさということについてのご指摘がありました。自分たちにとって大事な計画なんだということが分かると、支援の対象者ではなくて、自分たちにも何ができるかというような関心につながっていくのかな。大事なものなのに知る機会がないというのはおかしいといった意見もありましたので、対象として見るだけではなくて、もっと参加の機会がくれたらというふうに、理想なんですけれども思いながら拝見いたしました。失礼いたしました。

○高橋委員長 ありがとうございます。先ほど室田先生が解説の中で、参加支援という話をしてくださったんですが、それは単なる地域活動じゃなくて、政策形成に参加するという、これは障害者運動のとっても重要な大きな流れかなと思って、そのことも含めまして、ぜひ、今のご議論をこれからの議論に反映させていければいいなと思いました。

それでは、室田先生、先ほどは解説だったんだけど、むしろ、コメントをしたいことがたくさんありそうなので、ひとつよろしく願いいたします。

○室田委員 ありがとうございます。そうですね、世田谷区と八王子市のご報告を伺いながら、僕も、実際、重層的支援体制整備事業が具体的にどういうふうに推進されているのかというのが、まだまだ分かっていない部分あったので、とても興味深くお伺いしました。

その中で少し気になったことは、先ほど私の報告の中で、重層的支援体制整備事業の中に新規事業が幾つかあったと思うんですね。参加支援であったり、多機関協働であったり。こちら辺がやっぱり新規なので新たにつくらなくてはいけないということもあって、それまで自治体の中で、支援体制の仕組みであったり、地域づくりの仕組みというのは取り組んできて、それは横でどう連携するのかということと、一方で新規事業の参加支援であったり、多機関協働をどう進めていくかということになると思うんですけど、より多機関協働であったりに重きが置かれるのかなというのが、今日のご報告の都合上、そういう話だったのかもしれないんですけども、何かそこは若干、この事業を受託することによって、むしろ今までやってない新規のところ随分力が入るとすると、ややいびつとは言わないですけども、そこが一番重要なのかどうかというところは、やっぱり考えなくてはいけ

ないのかなとは思いました。

僕自身、厚労省の検討会のときに発言したんですけれども、やっぱり——でも、これちょっとごめんなさい、口で説明できそうにないんで、ちょっとすみません、1回画面共有させてもらいますけれども。ちょっと待ってください。

氷山の図を使って説明したことがあって、これ住民活動の構造を示した図なんですけれども、A、B、Cと整理していきまして、Aが包括的支援体制の整備であったり、参加支援の仕組みであったりというところとしたときに、氷山の図を使った理由は、氷山というのは水面から見えているのはAの部分だけで、でも、実はそれというのは豊かなBやCによって支えられているから成り立っているというものだと思っていまして、そのBというのが、プラットフォームとか、協議体とか、ネットワークとここでは位置づけていて、さらに、その下にCというのがあって、従来から存続する地縁関係とか、顔見知りの関係とか、地域の活動に参加協力する関係とかも、そういった地域の住民の豊かな関係性の基にプラットフォームとか協議体が成り立って、さらにその先にAの部分ですよ、包括的支援体制であったり、参加支援の仕組みが成り立つ、こういうものだと思っています。基本、先ほどの多機関協働なんかは、このBのところに入ってくると思うんですけれども。

結構、厚労省の委員会では、このCをしっかりと評価する仕組みにしてもらわないと、どこもAやBをつくるようになると、多分、うまく機能しないし、長続きしないし、だんだんそれはしんどい仕組みになっていくんじゃないですかと。しっかりと地域の中で地域づくりというところですね、Cのところを注力して、でも、それは一、二年での結果が出ないかもしれないけれども、時間をかけて結果を出してこそ、BやAが成り立つということを発表したんですけれども、いざ事業が推進されると、なかなかやっぱりAやBに目が行ってしまうんじゃないかなということが今は気になって、お話を伺ってました。こちらが東京都の中でもしっかりとCを支えていく、地域づくりをしっかりと支えていくということが、何か計画の中に盛り込むことができるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。もうちょっと話を伺いたいような気分になってきたのですが、今日は残念ながら時間切れでございます。大変示唆的なお話をいただきました。

地域福祉計画という地域の福祉というのをもう一回、やっぱり共通了解として、土地柄、地域柄という言葉がありますけども、そこをどうにかというのも、恐ろしい話はタワマンに地域福祉はあるのかという、そういうテーマがあるかなと。ちょっと脱線しました。

それでは、小林先生、よろしくお願ひいたします、最後ですが。

○小林副委員長

個別のことではなくて全体的なことについて、三つほどお話しさせていただきたいと思えます。

第1点は、重層的支援体制整備事業についてです。私はこの事業について十分理解でき

ていないのですが、この事業がまた一つの個別事業にならないかという心配をしています。既存の高齢、障害、子ども、貧困などの領域でさまざまな個別事業があるわけですが、それぞれの事業に対して、重層的支援事業が残余型の事業にならないかというところが気になります。

これについてはいろいろお伺いしたこともありますが、やはり行政内部でしっかり連携の仕組みに取り組んでいて、その理念や方向性がしっかり共有される必要がある。そうでないと、これまでのように自分の担当する事業を前提に考えて、その以外が重層支援の領域だというような、形になってしまわないか。今、室田先生がいつておられましたが、議論のプロセスをきちんとしないで形だけつくると、またそういうことになるのではないかという気がします。

先ほどの八王子市のお話では、社会福祉協議会が地域での事業の重層化を担当するというような仕組みをつくられたようですが、そこでも多分同じように、理念の共有は本当に大切なのだらうと思います。

2番目ですが、実は行政の担当者の方と話をしていると、制度の隙間のケースをどうしようかと、関係者の皆さんは心配している、何とかならないか、何とか連携できないかを一生懸命考えておられるのだけれども、実際にそれではどうするかということになると、権限がないとか、自分のところの役割ではないなどというように、あつという間に隙間ができてしまう。隙間をどう埋めるかという方法論がやっぱり重要ではないかという気がします。

関連して重要なのは、個人情報保護の問題で、行政の方々のお話を伺ってみると、やはり個人情報の壁があるのでできないというようなことをおっしゃる方が多いですね。

今回の重層的支援体制の場合には、重層支援会議がつくられていて、そこでは個人情報の取扱いが一応クリアされる仕組みになっていますが、これもまた重層支援会議という一つの仕組みの中の個人情報保護の問題ですね。これはもう法律・制度という枠組みの宿命なのかよく分からないのですが、どうしても制度による壁ができてしまう。その辺をどうクリアするかということが今回の地域福祉支援計画の課題になるのではないかと思います。

最後に、地域福祉はある意味で予防の仕組みでもあります。予防というのは、住民が本当に困らないうちに、事前に相談に行ける場所のあることがとても重要だと思います。本当に困らない前に相談に行って何とか対策を講じるようにする。本当に困ったときはもちろんそのための制度的な対応が行われますが、その前のところをどうしていくか、あるいは、どうやって、事前対応のネットワークをつくっておくかということがとても重要だと思います。重層的支援体制事業という参加型支援というのは、多分そういうことを言っているのかなと思います。単に相談が来たので参加型の活動を紹介するというのではなくて、むしろ、その前に参加する場所があって、そこから情報が上がってくるというような仕組みができるといいなと思いますので、やっぱり重層的な支援体制の構築というのは簡単ではないのだらうと思いました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変、これからの議論のキーワードがご提示いただいたような気がいたします。

一つは、今回の社会福祉法の改正の理念条項って、地域包括ケアから、孤立、孤独から全部入っているんですね。それでは社会福祉事業とは何だったのかとか、それから、やっぱり給付の体系だけではうまくいかないぞということなんだけど、しかし、どうも給付の裏打ちになる財源の話ってどこから出てる。要するに、地域共生社会とは言うけれども、それを支えてワーカブルに支援していくためには、財政の裏打ちが必要となる。今までの仕組みではどうもうまくいかないぞ、生活福祉部だからあえて言うんですが、今までの生活保護の体系ではどうも、ついに生活保護までやっぱり議論がやっという条件が出てきて、社会福祉法が平成12年、2000年に社会福祉事業法が社会福祉法になりましたけど、今回の改正でやっと生活支援法らしくなってきたなという感じがあるんですが、まだまだという意味で、東京都というのはこれから、先ほどもちょっと申しましたように、地域は壊れてますから、タワマンを地域というのかというのは、あれは私の職場が豊島区役所のすぐ近くにあるもんですから、あのタワマンを見るたびに考えてしまう。何となく世田谷とか大田区のような地域社会がフラット、大田区でもたくさん、世田谷でもそうですが、高層ビルはできてますけれども、そういう意味では、地域という概念をもう一回どう考えたらいいかという、実はリアリティのほうで大きく変わり始めているということがあって、まあ、それはちょっと余分な話ですが、今日の委員の皆様の発言、速記を取っていただいていますので、キーワードをいろいろな形で抜き出して、少し構造化して2回目の議論の材料にさせていただくと大変よろしいのかと思いました。

予定の時間、大分過ぎてしましましてごめんなさいなんですけど、予定のおありの方、申し訳ございません。最後のフェーズの議論がまだ残っております。

事務局、これから何をするかということに関わる報告を事務局からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 それでは、事務局から今後の検討の大まかな流れについてご説明させていただきます。資料9をご覧ください。

まず、第二期地域福祉支援計画の計画期間でございます。

第一期は3年間といたしましたが、第二期につきましては、既に令和3年度第二期計画期間が始まっておりますので、3年間ということだと推進期間が大変短くなってしまいますので、第二期計画は6年間といたしたいと思っております。

ただ、高齢、障害ともに3年間の計画でございますので、そういったところとの整合性を図るために、3年目で中間の見直しを行いたいと考えております。

続きまして、資料10、第二期地域福祉支援計画の構成(案)でございます。

基本的には第一期の計画をベースとしながらも節立て等につきましては、本日の議論等も含めまして、また事務局のほうで委員長と相談しながら検討して、次回の検討委員会に

構成（案）をお示ししたいと思います。

続きまして、資料11、スケジュールでございます。第2回を8月上旬、今回の構成について、またゲストスピーカーの発表をいただきたいと思います。

7月から8月に先ほどご説明しました区市町村のヒアリングを行いまして、第3回を9月頃、区市町村のヒアリングの内容及び素案についてたたき台をお示ししたいと思います。

第4回は10月頃、お示した素案に基づき、パブリックコメントにかける地域福祉支援計画の素案を10月に委員会にお示ししたいと思います。

11月にパブリックコメントを実施予定です。

パブコメの実施にあたりましては、先ほどご意見いただきました障害者等、障害当事者の皆様方のご意見をいただくですとか、あと本年4月1日に東京都子ども基本条例が施行されましたことを受けて、子供の意見も積極的に取り入れられるように、委員の皆様方のご協力もいただきたいと思います。

パブコメを経まして、12月、最後の策定委員会を開催しまして、パブコメの実施結果及び地域福祉支援計画の公表についてご議論いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。大分時間が超過しておりますが、何かご意見、ご質問があれば。また、事務局のほうにちょっとご意見をお寄せいただく、何か注文なり、次回までのそれも含めてお願いするというにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

それじゃあ、ひとつそういうことでよろしく願いいたします。

今日の議論はこれで30分ぐらい超過してしまいました。大変進行の不手際もありまして申し訳ございませんでしたが、最後に事務局からよろしく願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 事務連絡を申し上げます。

次回の策定委員会につきましては、8月11日水曜日、10時半から12時まで、今回同様オンライン形式にて開催予定しております。正式な開催通知は後日お送りをいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

なかなか通信状態が安定しなくて、委員の皆様、聞きにきていらっしゃる皆様、大変ご迷惑をおかけいたしましたかと思いますが、技術的な改善は事務局のほうにお願いすることにして、今日の委員会はこれで終了でございます。

8月お盆前になります。あるいは、オリンピックが終わってすぐかな、パラリンピックとの間だと思いますが、そんなことで次回また画面上でお目にかかりますが、今日のように実りの多い議論がまたできるかと思います。よろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

（午後 6時57分 閉会）

